

# 公益財団法人中国残留孤児援護基金

平成29年4月1日

## 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準

### (目的及び意義)

第1条 この基準は、公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第35条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第29条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、定款第2条の事務所に常勤として勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものである。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、本基準に定める本俸、地域手当、通勤手当及び特別手当とする。
- 3 常勤役員報酬の支給日及び支給方法等に関する詳細は、職員給与規程に準ずる。
- 4 非常勤の役員及び評議員には、理事会及び評議員等の会合に出席する場合又は特別な職務を遂行する場合は、報酬として1日当たり10,000円（総支給額10,027円から源泉徴収税額27円を差し引く）を支給することができる。

### (本俸月額)

第4条 常勤理事には、常勤役員俸給表（別表）に基づき本俸を支給する。

- 2 各々の常勤理事の本俸月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 3 常勤の監事には、第1項に定める俸給表の範囲内で監事の協議によって定める。
- 4 月の途中で異動を生じたときの常勤理事及び監事の本俸の月額、日割計算によって計算した額とする。

(地域手当)

第5条 常勤役員の地域手当は、職員給与規程に準じ支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当は、職員給与規程に準じ支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に支給する。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日において役員が受けるべき本俸月額、地域手当月額及び加算調整額(本俸月額と地域手当月額の合計額に100分の15を乗じて得た額)を合算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては100分の222.5を乗じて得た額を基礎として、基準日以前におけるその者の在職期間に応じて、職員給与規程第16条2項の表の割合を乗じて得た額とする。

(常勤役員の定年)

第8条 常勤役員の定年は65歳とする。ただし、特別な事情のあるときには、理事会の同意を得て、70歳に達するまで在任することができる。

(退職手当)

第9条 常勤役員が退職した場合においては、在職1月につき、その者の退職の日における本俸の120分の10を乗じて得た額に相当する金額を、退職手当として支給する。

- 2 在職期間の計算は任命の日から暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 3 常勤役員が退職した場合において、その者の退職の日又はその翌日に再び同一の役員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 常勤役員が定款第34条により解任された場合には、退職手当を支給しない。

(費用)

第10条 この法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、支払うことができる。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費を、旅費規程に準じ支給する。
- 3 理事会及び評議員会に出席する場合の旅費については、前項によらず、理事会及び評

議会の開催地が役員及び評議員の居住地より片道50キロメートル以上の行程の場合に限り、日当を除いた旅費を支給することができる。ただし、片道50キロメートル未満の場合は支給しない。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この基準は、公益財団法人への移行の登記の日から実施する。  
(平成23年10月3日)
- 2 この基準は、平成24年4月1日から実施する。
- 3 この基準は、平成26年4月1日から実施する。
- 4 この基準は、平成26年12月1日から実施する。
- 5 この基準は、平成27年4月1日から実施する。
- 6 この基準は、平成28年4月1日から実施する。
- 7 この基準は、平成29年4月1日から実施する。

(別表) 常勤役員俸給表

号俸	月額(円)
1号	400,000
2号	405,000
3号	410,000
4号	415,000
5号	420,000
6号	425,000
7号	430,000
8号	435,000

9 号	440,000
10 号	445,000
11 号	450,000
12 号	455,000
13 号	460,000